

電気工事の範囲

電気工事は、発電所、送電線路、配電線路などの電気事業用電気工作物、大工場の受電設備のような自家用電気工作物、及び一般家庭の屋内配線設備である一般用電気工作物など、広い範囲にわたりますが、電気工事士法という電気工事とは、一般電気工作物を設置または変更する工事をいいます。

1. 電気工事士以外の者でも従事できる工事(軽微な工事)

- (1) 使用電圧600V以下の開閉器や接続器にコードまたはキャブタイヤケーブルを接続する工事。(但し、コードを直接造営材に取り付けること、配線から分岐すること、配線にローゼットを取り付けることはできません。)
- (2) 使用電圧600V以下の配線器具を除く電気器具や蓄電池の端子に電線をねじ止める工事。
- (3) 地中電線用の管や暗渠の設置、または変更する工事
- (4) 電線を支持する柱など、これらに類する工作物の設置および変更工事
- (5) インターホン、電鈴、火災感知器、豆電球などに使用する2次電圧が36V以下の小型変圧器の2次側の配線工事。
- (6) ヒューズ、積算電力計、電流制限器、電動機、電熱器などの取り付け、取外し工事。

2. 電気工事士でないとできない工事

- (1) がいし引き工事において、がいしに電線を取り付ける作業。
- (2) 電線を接続する作業。
- (3) 電線を造営材に取り付ける作業。
- (4) 器具を造営材に固定し、これに電線を接続する作業。(露出型のコンセント、点滅器を取り替える作業は除く)
- (5) 電線管などに電線をおさめる作業。(ダクト、線ぴ)
- (6) 電線管の曲げ、ねじ切りや電線管と他の付属品と接続する作業。(ボックス類など)
- (7) 電線管などが造営材に貫通するときの、防護装置を取り付ける作業。(ダクト、線ぴ、電線など)

(8)ボックスを造営材などに取り付ける作業。

(9)金属製のものをメタルラス張りなどに取り付ける作業。(配線管、線ぴ、ダクトなど)

(10)配電盤を造営材に取り付ける作業。(自家用電気工作物である発電所の配電盤は除く)

(11)接地線を一般用電気工作物に取り付ける作業。(接地極を地中に埋設する作業も含む)
以上が電気工事の範囲になります。

ここで、労働安全衛生法の[第36条-4](#)の業務を行うものは全て特別教育を修了しなければならないことから、電気工事士の資格を持っていても、[第36条-4](#)の業務を行う者は該当する特別教育(安全教育)を受けなければなりません。

※第36条-4とは

高圧(直流にあつては750ボルトを、交流にあつては600ボルトを超え、7,000ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。)若しくは特別高圧(7,000ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。)の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務。いわゆる**高圧・特別高圧電気取扱特別教育**

低圧(直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務。いわゆる**低圧電気取扱特別教育**